



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2019年5月13日号

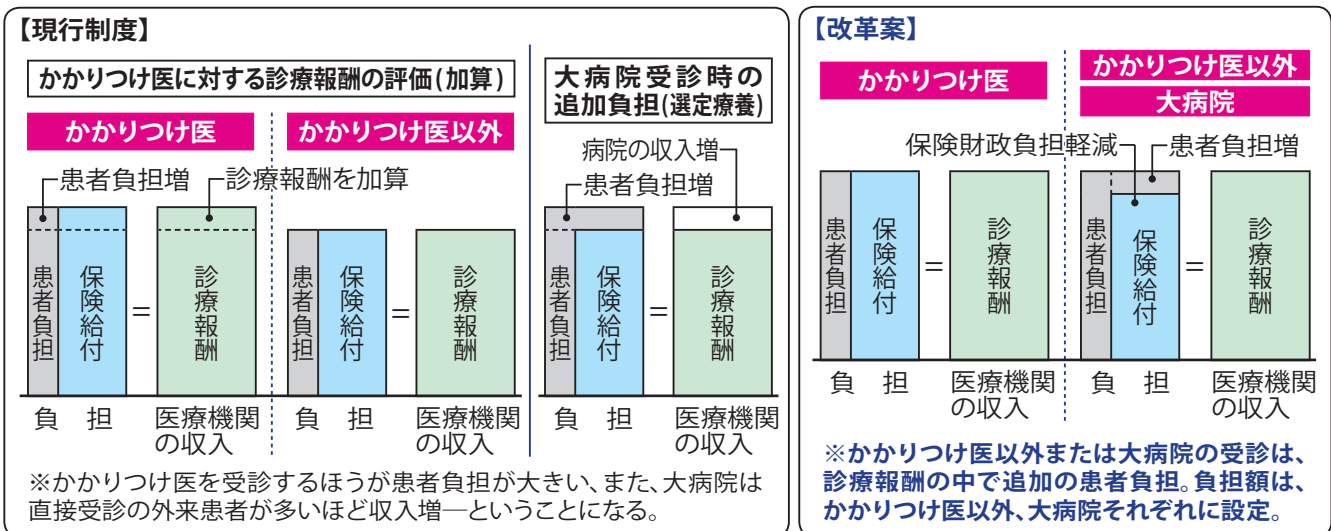
「かかりつけ医以外の受診には追加負担を」～財務省の審議会で繰り返し改革案

《背景》 財務省の審議会で、社会保障改革に関する2019年度の議論が始まり、医療保険給付のあり方の中で、かかりつけ医以外を受診した場合などの自己負担に係る改革案が提示された。昨年度までの議論の内容が繰り返し取り上げられた形。

《ポイント》 改革案は、かかりつけ医以外または大病院を受診する場合に、診療報酬の中で追加の患者負担を求める(追加の負担に相当する分の保険給付を減らす)というもの。この仕組みだと、かかりつけ医のほうが患者負担が少なくなるとともに、病院の追加収入も生じないことから、より効率的なインセンティブを発揮でき、国民医療費も増加しない一と指摘している。

《解説》 審議会で提示された改革の方向性の案によると、「適切かつ効率的な外来診療体制の提供を進める観点から、かかりつけ機能の評価の整理を行いつつ、かかりつけ医や、かかりつけ薬局以外に外来受診等をした際の定額負担を導入する」、「大病院受診時の選定療養による定額負担(差額ベッド代等と同様の保険外の自己負担)については、診療報酬への上乗せ収入とするのではなく、保険財政の負担軽減につながるよう診療報酬の中で定額負担を求めるなど、仕組みの見直しを行うべき」などとしています。

◎大病院等を受診する際の自己負担のあり方とされた仕組みのイメージ



(財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会の資料に基づいて作成)

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867